

静岡県教育委員会

議事録

平成 30 年度 第 13 回定例
11 月 22 日 (木)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 11 月 22 日に教育委員会第 13 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|---|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 30 年 11 月 22 日 (木) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 30 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 藤 井 明 宏
委 員 伊 東 幸 宏 | | |

事務局 (説明員)	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	渋谷 浩 史	理事 (総括担当)
	赤 石 達 彦	理事兼社会教育課長
	若 月 伸 隆	教育総務課長
	赤 堀 健 之	教育政策課長
	木 野 雅 弘	財務課長
	須 山 智 佐 子	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	小野田 裕 之	高校教育課長
	山 崎 勝 之	特別支援教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	中 川 好 広	文化財保護課長
	山 田 貞 己	静岡教育事務所長
	太 田 修 司	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	中 山 雄 二	義務教育課長代理

4 その他

- (1) 第 28、29 号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、斎藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 28 号議案及び報告事項 1 は議会提出前案件であるため、第 29 号議案
は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは、第 28、29 号議案及び報告事項 1 は非公開とする。

<非>第 28 号議案 平成 30 年 12 月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第 28 号議案「平成 30 年 12 月県議会定例会に提出する議案」について、木野財務課長より説明願う。
財 務 課 長： <議案についての説明>
教 育 長： 質疑等はあるか。
藤 井 委 員： 最後に説明があった専決処分案件は、任意保険の対物保険の対象とはならないのか。
財 務 課 長： 対物保険の対象となっており、今回の費用についても保険で対応する。ただし、和解や損害賠償額の決定についても議会の議決案件となっており、例えば県の歳出がなくても議決案件となる。
藤 井 委 員： 承知した。今回の議案には直接関係ないと思うが、行政の立場で保有する施設に関して、しっかり保険を付保するという考え方を、本質的に見直す必要があると思う。民間の保険会社がどのように受け止めるかは、保険料等との兼ね合いで、様々な課題もあると思うが、包括的に付保するという手法もあるはずなので、切り込んで検討をしてもらいたい。
財 務 課 長： 教育委員会以外の様々な庁舎にも損害が出て、初めての事例となったため、管財課と調べて検討していきたい。
教 育 長： 他県の状況はどうなっているか。
財 務 課 長： 東京都は、ほとんど入っていない。愛知県は加入が多いようだが、都道府県の共済は、災害以外にも生徒がガラスを割ってしまったというものも対象となり、器物損壊のような案件が多いようである。
教 育 長： 他県の情報も参考として検討していきたい。
伊 東 委 員： 国立大学は、国立大学協会が保険契約を行っており、付属校も合わせて保険でカバーされている。
財 務 課 長： 過去には、火災の恐れから宿泊施設を保険の対象としていた時期があったが、その当時、過去 10 年間で保険費用の 4 割しか救済がなく、災害もないため取り止めとなったが、今までの判断が正しいか検討する必要がある。
藤 井 委 員： 保険とは、そもそもそういったものである。災害がないから止めるというのでは、保険の意味がないと思うが。

渡 邊 委 員： 自然災害については、これまでの常識が通用しないということが多々あるため、見直す時期に来ているということではないかと思う。

藤 井 委 員： 給与については、人事院勧告が基になっているため、あまり議論の余地がないと思うが。

財 務 課 長： 知事部局、警察とも横並びの給与改定となっている。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 28 号議案を原案のとおり可決する。

＜非＞報告事項 1 平成 31 年度当初予算部局調整案の概要

教 育 長： 第 29 号議案「平成 31 年度当初予算部局調整案の概要」について、引き続き、木野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 勤怠管理の話について、高等学校と特別支援学校については分かったが、小中学校はどのような状況か。

義務教育課長代理： 小中学校については、設置者である市町が勤怠管理を行っているが、現時点で導入率は高くない。教育委員会としては、未来の学校夢プロジェクトでモデル校 4 校を設定して、タイムカードを使用した勤怠管理を行っており、その結果を各市町にフィードバックする予定である。

藤 井 委 員： 長年にわたって教職員の業務の負荷を如何に軽減するかということが課題となっている中で、まだこのような状況なのかと感じた。他の項目では小中学校に対して助成をするような案件があるにも関わらず、こういったものについては予算が取れないのか。

義務教育課長代理： 小中学校については、学校の運営に関わるものについては、学校設置者である市町が経費を負担する。人件費に関しては、県費負担教職員と言って、県が負担しているため、人の支援は対応しやすい部分があるが、ハード面については役割分担の関係から対応しづらい部分がある。人材育成に係る研修的な支援はしやすいが、勤怠管理のような直接的な支援は難しいということである。

藤 井 委 員： 県全体の問題として勤怠管理をしっかりとやっていかなければならないのは間違いない。予算の話とは離れてしまうが、金銭的な直接支援でなくても、県の教育委員会としては対応すべき課題として切り込んでいくべきである。

教 育 監： 12 月 12 日に、勤怠管理の意識を高めるため、全県下の義務教育の校長を集めて、未来の学校夢プロジェクトの事例発表会を行う予定である。

藤 井 委 員： 一般の民間企業では、一部の例外を除いて勤怠管理を行っていないという所はない。勤怠管理の仕組みやシステムについては、だいぶ前から

取り組んでいることである。教育という特殊な分野とは言え、一部でしか勤怠管理ができていないというのは不思議である。県全体の教育を司る教育委員会がそれで良いのかという思いがする。

斉藤委員：先ほど説明があった事例発表会について、どういった方が参加されるのか、もう一度説明願いたい。

教育監：県下の全小中学校の校長である。

斉藤委員：かなりの人数になると思うが。

教育監：800人近い人数となる。

渡邊委員：その事例報告会に、我々教育委員が参加しても良いか。

教育部長：時間が合えば御参加いただきたい。日程等詳細については、おって通知させていただく。

渡邊委員：県と市町の立場というのは理解するが、例えば中学校の部活動対応等を見ていると、先生個人の努力では立ち行かないという印象を受ける。本来確保すべき授業準備等の時間と、プラスアルファでボランティア的にやっている業務が、仕事の中で混ざってしまっており、身動きが取れなくなってしまっている。できるだけ早く全小中学校にも導入して、業務自体の分析を行わなければ、改善は難しいと思う。学校の先生方の意識を高めると共に、先生の業務の見える化を図るためにも、対応を進めてほしい。

教育長：委員御指摘のとおり、原則的なものはしっかりしなければならない。12月12日の事例報告会は、都合がつけば是非御出席いただければと思う。

渡邊委員：しずおか型教職員サポート事業費について、これまでの成果について説明願いたい。

福利課長：しずおか型教職員サポート事業については、サポートルーム事業と、ストレスカウンセリングの2種類があり、サポートルーム事業については、初任よりサポートが少なくなる、採用2年目の若手職員を対象に、退職した校長を相談員として、学校訪問を行い、面談を行っている。平成28年から29年にかけて、20代の教職員のメンタルによる長期休業者が減少となった。今後は、管理職に対して若手の悩みの傾向等の情報を伝達することで、学校の中でサポートができる体制づくりを行ってきたい。

渡邊委員：不祥事の案件でも、疲労感から不祥事に繋がってしまったのではないかとと思われる案件もいくつかあったため、この事業について質問させていただいた。

教育長：他に質疑はあるか。

斉藤委員：教頭が忙しいという話を聞いたが、教頭がやるべき仕事というのは学校によって異なるのか。

教育監：高等学校で言えば、教頭は基本的に授業を持ちながら、生徒指導等を行う。副校長は、授業は基本的に持たず、学校全体の管理について、校長をサポートしている。それぞれの学校によって特徴があるため、細か

い点については、管理職の中で相談して役割分担をしている。

- 斉藤委員：授業を持ちながらとなると、やはり教頭が一番負担感が大きくなるか。
- 教育監：授業を持っている分も考慮して、役割分担を行ったりするため、負担感については、副校長も同様であると思う。義務教育では、教頭一人しかいないため、業務の範囲も広く、負担感が強いように思う。
- 斉藤委員：この間、新聞を見ていたら女性教員の管理職希望者は7%という記事を見た。過日の定例会で女性管理職の比率を上げていくという話があったが、高めていくためには業務における負担感の見直しというものも重要ではないかと思う。
- 藤井委員：校長、副校長、教頭それぞれの業務範囲について、ガイドラインのようなものはないということか。ガイドラインがあれば全てが解決するというわけではないが、業務の道筋が全くないというのは、業務の見直しや負担軽減もできない。
- 理事（総括担当）：各学校ごとに個別の事情があるため、一律のガイドラインというのは難しい部分もある。
- 藤井委員：各学校ごとに個別の事情があるのは承知しており、学校ごとの裁量というものがあるのは当然だと思うが、教員の負担軽減という観点から見た場合、しっかりと整合性を持った体制ができているかどうかである。
- 渡邊委員：小中学校についていえば、毎日何らかの事件が起こっており、来ていない生徒がいるとか、どこのクラスの生徒が暴れているといった突発事案は日常茶飯事である。突発事件がたくさん発生するということを前提とした人員配置が行われていないというのが、課題となっている。そこをどう捉えて対応していくかが重要であると思う。
- 斉藤委員：先ほど話した新聞記事では、教頭の平均労働時間は12時間と記載があった。これは過労死ラインを超えているもので衝撃を受けた。
- 理事（総括担当）：勤務時間かどうかはさておき、朝門を開け、帰りに門を閉めるのは教頭であるという噂は聞いたことがある。
- 藤井委員：そういった点について、本質的な議論がされていないのではないかと思う。そのような中で教員の負担軽減について議論しても、本質と離れた所で議論しているように思えてしまう。女性管理職を増やす、という点においても、教頭の業務見直し、負担軽減は関連する話になると思う。現状の体制について批判するつもりはないが、教育委員としてはそこまで踏み込んで方向性を出していかなければ、何も変わらないという思いがある。
- 渡邊委員：本音を言えば、欲しいのは支援員ではなく正規の職員だと思う。
- 藤井委員：支援員の方も立場上やりづらいのではないかと思う。
- 伊東委員：予算の議論であったため、発言はしなかったが、この段階の前にやるべきことがたくさんあるように思う。以前も発言した多様性の捉え方についてもそうだが、もっと前の段階で議論をして方針を作り、予算に繋がっていくものだと思う。
- 教育長：委員の御指摘については、今後の検討に活かしていきたい。個人的に

は、12月12日の事例報告会は非常に期待しているところがあり、思い切った対応を取っていきたいと思っている。教育委員の皆さんにも応援団として力添えを願いたい。他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)
教 育 長： 報告事項1を了承する。

<非>第29号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命

※ 非公開

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成30年度第13回教育委員会定例会を閉会とする。